

軽減税率対策補助金

(中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金)

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小・小規模事業者が対応レジの導入や受発注システムの改修等を行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応として、2つの申請類型があります。

【A型】 複数税率対応レジの導入等支援

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| A-1型 | 導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。 |
| A-2型 | 改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。 |
| A-3型 | モバイルPOSレジシステム 複数税率に対応したレジ機能をタブレット等の汎用端末と組み合わせてレジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。 |
| A-4型 | POSレジシステム POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。 |

■メーカーや販売店等による**代理申請**をおすすめします。

■いずれも、補助額はレジ1台あたり20万円が上限です。

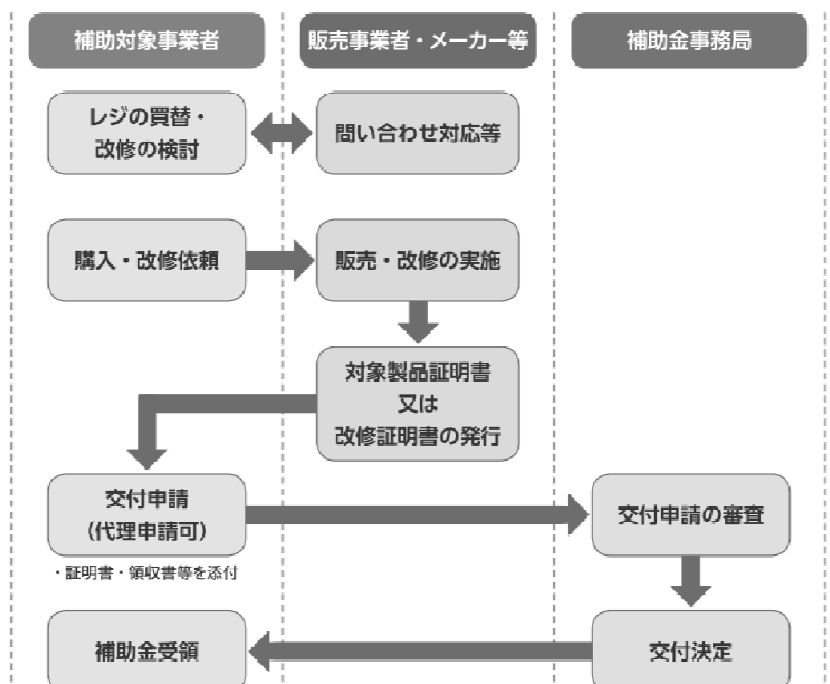
基本的に補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2となります。

■複数台数申請等については、1事業者あたり200万円が上限です。

■申請受付は、**平成30年1月31日まで**に申請(事後申請)。

■導入改修の流れ

レジ導入等に係る補助金申請は、**レジの購入等の後**に行います。導入または改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。メーカーや販売店、ベンダーなどの代理申請が便利です。



【B型】 受発注システムの改修等支援

B-1型

指定業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型

自己導入型

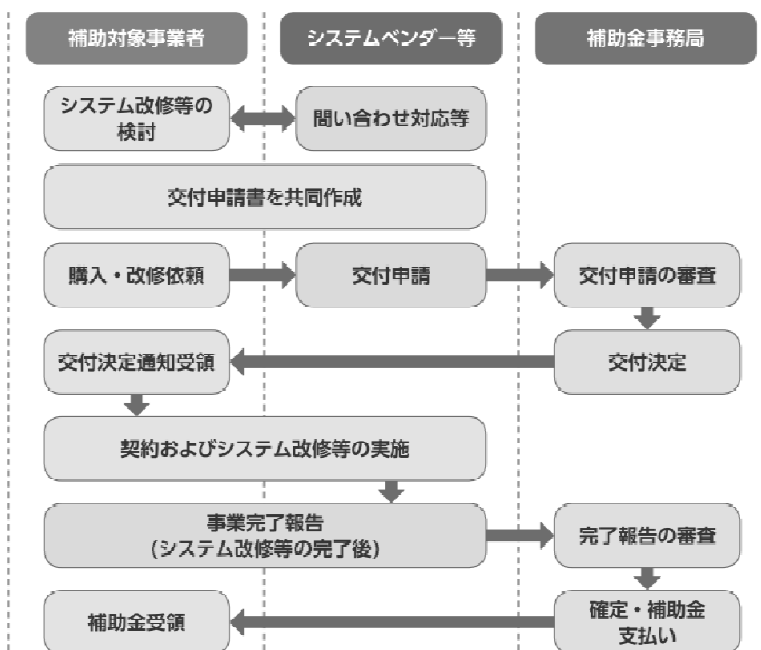
事業者自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

- すでにEDI／EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。
- 補助率は2/3です。
- (小売事業者等の)発注システムの場合1,000万円が補助上限
(卸売事業者等の)受注システムの場合150万円が補助上限
発注システム・受注システム両方の場合は1,000万円が補助上限です。
- 専門知識を必要とするシステムの改修のため、事務局が指定したシステムベンダーが代理申請を行います。
- 申請受付は、平成30年1月31日まで。
- 交付申請は、システム改修・入替前。ただし、B-2型は導入後に申請。
- 交付決定前に、契約または作業着手をした場合には補助対象外。

■導入改修の流れ

受発注システムの改修・入替に係る補助金申請は、改修・入替に着手する前の「交付申請」、改修・入替が完了した後の「事業完了報告」が必要です。ただし、パッケージ製品等を事業者自ら購入する場合は、導入後に事業者自身で申請します。

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (081) 222 （IP電話等からの番号 03 (6627) 1317）